

2. 直接請求

(2) 監査の直接請求に関する調査 (平成24年4月1日 から 平成26年3月31日 まで)

① 都道府県分 <該当なし>

② 市町村分

ア 総括表

(単位：件)

都道府県名	証明書の交付のみに 終わったもの	署名簿が取り 下げられたもの	請求を却下したもの	請求書を受理したもの	計
新潟県				1	1
徳島県				1	1
熊本県				1	1
合計	0	0	0	3	3

イ 内訳表

都道府県名	市町村名	請求事項	請求代表者証明書 交付年月日	代表者数 (人)	①有権者数 ②署名総数 ③有効署名数 ④法定署名数 (人)	署名の審査 に要した日 数 (日)	署名縦覧中 の異議申出	①請求受理年月日 ②監査結果公表年月日 ③監査結果の概要	備考
新潟県	三条市	第一中学校区小中一体校建設について	H24. 5. 2	10	① 85,221 ② 5,947 ③ 5,786 ④ 1,705	3	①却下 ②棄却 ③認容	① H24. 7. 3 ② H24. 9. 26 ③ 特に違法、不当性は認められず適正	
徳島県	板野町	板野町単独新学校給食センター建設について	H25. 1. 31	2	① 11,688 ② 4,324 ③ 3,928 ④ 234	20	①却下 59件 ②棄却 ③認容 60件	① H25. 4. 22 ② H25. 9. 30 ③ 町長が町単独での新学校給食センターの建設を決定したことについて、町長には裁量権の逸脱・濫用はなかった。	
熊本県	益城町	町が購入したグラウンド用地の土地取引には、町長が深く関わっていた可能性が極めて濃く、徹底した検証が必要である。	H26. 1. 23	2	① 27,076 ② 923 ③ 812 ④ 542	18	①却下 ②棄却 ③認容	① H26. 3. 27 ② H26. 5. 1 ③ 益城町が行った土地売買に関する一連の事務手続きは、適性に処理されていると認めた。また、関係法令等に則って処理されたものであり、違法性または不当性は見受けられないので、請求代表者の主張である徹底した検証の必要性はないものと判断した。	
計	3団体	3件					①却下 59件 ②棄却 0件 ③認容 60件		